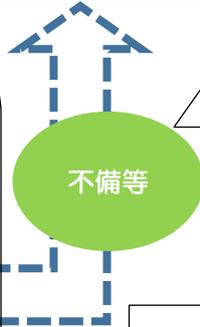


申請者	【払い戻しの対象となる保険診療の発生】 <ul style="list-style-type: none"> ・月の負担上限額を超えた支払いがあったとき ・申請手続き中の受診や府外受診など
	【払い戻しの手続きに必要な書類の作成・申請】 <ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要なものを揃えて償還事務センターに郵送申請

償還事務センター	【償還事務センター受付・書類審査及び確認手続き】 <ul style="list-style-type: none"> ・到着順に、医療機関等への確認も含めて行います。関係先への照会を文書で行う場合もあります。 ※高額な医療費（一枚の領収書で21,000円（後期高齢者は8,000円）以上のお支払いがある場合を目安にしてください。）を支払っているなど、ご加入の健康保険からの療養費の支給を受けられる可能性があるときは、療養費の支給を確認（確認にお時間がかかる場合があります。）した後に医療助成費を支給します。
	【申請内容入力】

区	【支給決定】 <ul style="list-style-type: none"> ・前月受付分について、毎月5日頃に支給決定手続き
---	---

償還事務センター	【振込手続き】 <ul style="list-style-type: none"> ・各区保健福祉センターが決定を行ったものについて振込手続き
	【振込のお知らせ送付】 <ul style="list-style-type: none"> ・振込日のご案内
	【振込】



審査にかかる必要事項が確認できない場合もしくは書類が足りない場合は、一度書類をご返送することがあります。

申請から振込みまでの期間の目安

2か月から3か月程度
 自動償還については5か月程度
 ※自動償還は、システムでの支給額の計算処理があります。